

(電信電話債券に対する所得税法施行令等の適用に関する経過措置)

第三条 法附則第四条第一項の規定による解散前の日本電信電話公社(以下「旧公社」という。)が法附則第十一条の規定による廃止前の日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号。以下「旧公社法」という。)第六十二条第一項の規定により発行した電信電話債券に係る所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第三十三条及び租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第二十六条の十五の規定の適用については、なお従前の例による。

(会社の設立に伴う会社に対する道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第四条に規定する自動車の取得に伴う移転登録については、同法第二百二条の規定は適用しない。)

第四条 会社の公社が行う出資に係る道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第四条に規定する自動車の取得に伴う移転登録については、同法第二百二条の規定は適用しない。

(日本電信電話公社法の廃止に伴う経過措置)

第五条 旧公社法第五十六条の規定に基づく報告で、旧公社法の廃止の日の前日までに行われていないものについては、なお従前の例による。

2 旧公社が旧公社法第六十二条第一項の規定により発行した電信電話債券に係る消滅時効については、なお従前の例による。

3 旧公社法第六十二条第八項の規定により旧公社から電信電話債券に関する事務の委託を受けた銀行又は信託会社については、同条第九項の規定は、なおその効力を有する。

附則

この政令は、昭和六十年四月一日から施行する。

附則 (平成一〇年三月三十一日政令第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十年四月一日から施行する。

附則 (平成一一年五月二十八日政令第一六五号) 抄

この政令は、日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律の施行の日(平成十一年七月一日)から施行する。

附則 (平成一三年三月三〇日政令第一三五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十三年三月三十一日から施行する。

(日本たばこ産業株式会社法施行令等の一部改正に伴う経過措置)

第十七条 前三条の規定による改正後の日本たばこ産業株式会社法施行令第二条第九項、日本電信電話株式会社等に関する法律施行令第二条第九項及び日本国有鉄道改革法等施行法の施行に伴う経過措置等に関する政令第七条第十四項の規定により読み替えて適用される法人税法施行令の一部を改正する政令(平成十年政令第五号)附則第九条第四項の規定は、平成十三年四月一日以後に合併が行われる場合における法人の各事業年度の所得に対する法人税について適用し、同日前に合併が行われた場合における法人の各事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。